

## 【ドイツ】廃炉に伴う責任及び費用分担を定める立法

海外立法情報課 渡辺 富久子

\* 2022年までに脱原発を図る連邦政府の決定に伴い、廃炉並びに放射性廃棄物の中間貯蔵及び最終処分が必要となる。このための責任及び費用を電力会社と連邦の間で分担する立法措置が講じられた。

### 1 脱原発に伴う費用負担の検討

2011年の福島原発の事故後、ドイツにおいては脱原発の方針が決定され、このために原子力法が改正された。2016年12月現在8基の原発が稼働しているが、これらは2022年までに順次、稼働停止となる。このために必要となる廃炉作業並びに放射性廃棄物の中間貯蔵及び最終処分の費用を誰が負担するかが問題となっていた。

原子力法の規定によれば、排出者責任原則に従い、原発を運営する電力会社（以下「電力会社」）が廃炉並びに放射性廃棄物の中間貯蔵及び最終処分の費用を負担する。電力会社は、このために準備金を積み立てている。廃炉及び放射性廃棄物の中間貯蔵は電力会社が行い、放射性廃棄物の最終処分は、安全性の見地から連邦が行う（注1）。

連邦政府（注2）は、2015年に、「脱原発の費用負担に関する検討委員会（以下「委員会」）」を設置し、原子力法が定める費用負担の妥当性についての検討を委ねた。委員会の委員は、キリスト教民主同盟（CDU）、社会民主党（SPD）及び緑の党の議員の他、産業界や法曹界、労働者の代表ら19名であった。委員会は、2016年4月27日の最終報告書（注3）において、排出者責任原則にのっとり電力会社に費用を負担させるためには、電力会社の経営を維持することが肝要だとする考えに基づき、電力会社と連邦との間で責任及び費用を分担する案を勧告した。

### 2 廃炉に伴う責任及び費用分担を定める立法

委員会の勧告を実施するために、放射性廃棄物処分基金法等が新たに定められ、原子力法等の関係法令が改正された（注4）。これらの立法措置によれば、電力会社が廃炉の実施主体となり、連邦が放射性廃棄物の中間貯蔵及び最終処分の実施主体となるが、これらの費用は原則として電力会社が負担する。以下、その概要を紹介する。

#### (1) 放射性廃棄物処分基金の設置

放射性廃棄物の中間貯蔵及び最終処分のための資金調達を目的として、放射性廃棄物処分基金（以下「基金」）が設置された。基金は、公法上の財団である。

電力会社各社が廃炉や放射性廃棄物処分等のために積み立てた準備金は、2014年に383億ユーロであり（注5）、2017年7月1日までに、このうちの約半分である174億ユーロ（各社合計）を基金に拠出しなければならない（以下「基本額」）。電力会社が基本額を拠出したときに、放射性廃棄物の中間貯蔵及び最終処分の費用負担の責任は、基金に移行する。

さらに、電力会社は、処分の費用が予定を超えた場合及び金利リスクに備えて、基本額

の約 35%にあたる 62 億ユーロ（各社合計）を 2022 年末までに基金に拠出することができる（以下「リスク割増金」）。期日（2022 年末）までにリスク割増金の全額を拠出した電力会社は、その後に資金が不足しても、更なる拠出をする義務がなくなる。期日までにリスク割増金の全額を拠出しなかった電力会社は、その後に資金が不足した場合に、必要な額を拠出する義務を負う（注 6）。

以上の電力会社の負担は、廃炉及び放射性廃棄物の処分全体に予想される費用が 475 億ユーロ（そのうち廃炉に予想される費用は 296 億ユーロ、放射性廃棄物の処分に予想される費用は 179 億ユーロ）であることを前提としている。

### (2) 放射性廃棄物の中間貯蔵の実施主体を連邦に移行

従来、放射性廃棄物の中間貯蔵の実施主体は、電力会社であった。今回の立法措置により、連邦が放射性廃棄物の中間貯蔵を実施することになった。連邦は、私法上の法人に、中間貯蔵の実施を委託することができ、この場合、連邦は、当該法人の単独出資者となる。これにより、従前の中間貯蔵施設の管理責任は、当該法人に移行する。

### (3) 電力会社の分社化に備える措置

電力会社の中には、2016 年から分社化し、再生可能エネルギーによる発電事業と従来型の発電事業を別の会社が行っているケースもある。これは、子会社に原発事業を移して基金への拠出を免れることを企図するものであった（注 7）。

これを防止し、電力会社の費用負担を確実にするため、原発事業を行う子会社が廃炉や放射性廃棄物処理の費用又は基金への費用等を支払うことができない場合には、その親会社が当該費用の支払に責任を有する旨が定められた。

注（インターネット情報は 2017 年 1 月 20 日現在である。）

- (1) 現在、中・低レベル放射性廃棄物の最終処分施設を建設中、高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定手続を準備中である。
- (2) 「連邦政府」は、連邦首相及び連邦大臣により構成され（基本法第 62 条）、およそ日本の内閣に相当する。なお、「連邦」はおよそ「国」に相当する。
- (3) Kommission zur Überprüfung der Finanzierung des Kernenergieausstiegs, *Verantwortung und Sicherheit – Ein neuer Entsorgungskonsens*, Berlin: 2016. <[http://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Downloads/B/bericht-de-r-expertenkommission-kernenergie.pdf;jsessionid=25D32729D234B7CF52A3315D8D76F28F?\\_\\_blob=publicationFile&v=11](http://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Downloads/B/bericht-de-r-expertenkommission-kernenergie.pdf;jsessionid=25D32729D234B7CF52A3315D8D76F28F?__blob=publicationFile&v=11)>
- (4) Gesetz zur Neuordnung der Verantwortung in der kerntechnischen Entsorgung（未公布）。
- (5) 1 ユーロは 117 円（平成 29 年 1 月分報告省令レート）。準備金のうち基金に拠出されなかった額は、廃炉及び放射性廃棄物の固化体処理等のために使われる。
- (6) リスク割増金の拠出があっても資金が不足する場合には、連邦は税金を投じなければならない。  
„Zweitragt? Nein danke!“, *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 16. Dezember 2016, S. 2.
- (7) „Zeitplan für Atomhaftung wackelt“, *Handelsblatt*, 3. Dezember 2015, S. 8. 分社化したのは、RWE と E.ON の 2 社である。両社において、最終的に原子力事業は親会社に残った。

### 参考文献

・ BT-Drucksache 18/10469, 10671.